平成二十七年の人口から	第四十三条第二項に規定する国勢調査が行われた年（以下この項及び次条において「調査年」という。）の人口から
平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
昭和五十年	調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年
平成二十七年の人口を	調査年の人口を
（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八	（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下二位未満を順次四捨五入して小数点以下二位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が四十年間人口減少市町村（以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。）に係る当該市町村人口に係る調査年の人口にかかる調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た数値が負数であるときは、〇とする。）以下この項において「四十年間人口減少率」という。）に係る四十年間人口減少率を合計して得た率（当該率の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において「基準四十年間人口減少率」という。）
〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
平成二十七年の人口の	調査年の人口の
数値が〇・三五	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）が〇・三四以下の市町村（以下この項において「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）
数値が〇・一一	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）が〇・一〇以下の市町村に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を次条第三号において「基準若年者比率」という。）

	第二条第一項第二号		第三条第一項
	〇・二三	財政力指数で平成二十九年度からの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四
数値が〇・二一	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率	平均財政力指数が全ての町村に係る財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	平均財政力指数が全ての市に係る財政力指数を合計して得た数値を全ての市の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下二位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して小数点以下二位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）が〇・二一に係る市町村（以下この項において「二十年間人口減少率」という。）が二十年間人口減少市町村（以下この項において「二十年間人口減少市町村」という。）に係る当該市町村人口に係る調査年から起算して二十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た数値が負数であるときは、〇とする。）以下この項において「二十年間人口減少率」という。）に係る二十年間人口減少率を合計して得た率（当該率の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において「基準二十年間人口減少率」という。）	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年	調査年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
数値が〇・一一	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年	調査年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
数値が〇・一〇	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年	調査年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年